

第61号議案

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月1日

春日市長 井上 澄 和

提案理由

福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、これに準じて重度障害者の医療費に係る自己負担額の改定等を行うとともに、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もって」を削る。

第3条第2項第4号及び第4項中「12歳」を「15歳」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第4条第1項中「療養に関する」を「医療に関する」に、「当該療養」を「当該医療」に改め、「の額(以下「医療費」という。)」を削り、「当該医療費」を「当該医療に要する費用」に、「は含まない」を「に相当する額を除く」に改め、同項第1号アただし書及びイただし書中「12歳」を「15歳」に改め、同項第2号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改め、同条第2項中「診療は、」の次に「それぞれ」を、「医療機関」の次に「における診療」を加え、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「12歳」を「15歳」に、「の医療費」を「の医療に要する費用」に改め、同条第4項中「医療費」を「医療に要する費用」に改める。

第5条の見出しを「(受給資格の認定等)」に改め、同条第2項中「(同条例第2条第2号イに掲げる児童に係る受給資格を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 受給資格者が重度障害者医療費の支給を受けることができる期間は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条第5項及び第6項を削る改正規定、第5条の見出しの改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の医療に関する給付に係る重度障害者医療費の支給について適用し、施行日前の医療に関する給付に係る重度障害者医療

費の支給については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。